

宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定解除について

鹿嶋市の造成宅地防災区域については、全て指定を解除しています。

■造成宅地防災区域 解除箇所

区域名	区域の所在地	指定年月日	解除年月日
鹿島神宮駅南	鹿嶋市宮下一丁目, 宮下二丁目	H25. 3. 14 (茨城県告示第 219 号)	H27. 11. 20 (鹿嶋市告示第 224 号)

※ 平成 26 年 4 月 1 日から鹿嶋市に対して、宅地造成等規制法に基づく事務権限を移譲しており、指定解除については鹿嶋市が告示しております。

※ 解除区域図につきましては、下記の閲覧場所にてご確認ください。

■関係図書の閲覧場所等

閲覧場所	連絡先
鹿嶋市都市整備部都市計画課	0 2 9 9 - 8 2 - 2 9 1 1